

質問回答書

件名	次世代エネルギーパークPR動画制作・広報業務	
No	質問内容	回答
1	仕様書の中で、「県や各市町村は所有する動画素材の使用も可とする」と書かれていますが、県がどのような動画素材を所有してるのかが知りたい。 令和5年度、6年度で制作したPR動画の素材は使用できるのでしょうか。	素材の提供は受託後となりますが、使用は可能です。 過年度に制作した動画については以下HPに掲載しております。 https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/earth_warm/enepark/enepa.html
2	令和6年度のPR動画では、「宮崎県環境情報センター」のHPで登場するキャラクターを使用していましたが、そのキャラクターたちのデータを頂くことは可能でしょうか。	キャラクターの使用は可能ですが、データ素材の提供は受託後になります。
3	昨年度、「動画を用いた広報」を実施したということですが、その内容を知りたいです。	Youtubeでダイジェスト版の映像を使用し、広告配信を実施しました。
4	宮崎市自然休養村センターへの質問ですが、「天然ガスコージェネレーションシステム」を導入するきっかけを知りたいです。 また、このシステムを導入したことで、どのようなメリットがあるかも知りたいです。	受託後、取材にてご質問いただくようお願いします。
5	今回は、宮崎市自然休養村センター(天然ガスコージェネレーションシステム)が対象ですが、一本のPR動画内に、その他の登録施設の紹介も必ず挿入すべきなのでしょうか。 その他の施設も紹介をするならば、例えば写真やデータなどをもらうなどして、スライドショー形式で紹介するような手法を使ってもよろしいでしょうか。 対象施設以外の紹介方法で、何か決まりなどあれば教えてくださいますと幸いです	その他施設の紹介とその手法は提案事項になります。 その他の登録施設は、必ず紹介しなければならないわけではありません。
6	取材で、例えば現地の施設管理者や技術者らにインタビューなどを想定しています。 その際は、インタビュー対象者(出演者)に出演料や謝礼は発生しますか。出演料や謝礼の金額に決まりはありますか。	取材対象が市営施設のため、施設所属者の方への出演料は発生しない。 その他出演者がいる場合は、本事業費内で調整を行ってください。
7	目標としているターゲット(世代や性別、居住地など)があれば教えてください。	広く県民に向けた内容を想定しており、具体的なターゲットは提案事項としております。
8	昨年度同様にキャラクターを使用する場合、吹替は指定の声優さん・アナウンサーなどがいらっしゃいますか。 また、出演料はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	指定はありません。 出演料等は本事業費内で調整を行ってください。
9	過去のPR動画で使用している映像はすべて今回用の動画で使えますでしょうか。 また、その動画の白(テロップなし)などもありますか。	使用は可能ですが、テロップなしの素材を用意できない場合もあるため、受託後にご相談ください。

質問回答書

件名	次世代エネルギーパークPR動画制作・広報業務	
No	質問内容	回答
10	広報業務に際し、過去のダイジェスト版を一部変更して使用することは可能でしょうか。（ナレーションを付けるなど）	可能です。
11	SNS広報についての媒体の希望はありますか。アカウント開設は県がされるのでしょうか。	希望の媒体はありません。 効果的だと思われる媒体をご提案ください。 新規で広告配信用のアカウント開設してください。
12	天然ガスコージェネレーションシステムについての詳細な資料提供などはあるのでしょうか。	環境森林課から提出できる資料はございません。 受託後、取材先に確認をお願いいたします。
13	仕様書に、『動画について、今後 県がPRを行っていく』とありますが、具体的な方向性はあるのでしょうか。	具体的な方向性は決まっておりません。 活用方法があればご提案ください。
14	プレゼン時に使用するモニターは、HDMIの入力はありますか。	HDMIの入力はあります。 ケーブルもこちらでご用意いたします。
15	本事業において、具体的な定量的な目標（数値目標）は設定されていますでしょうか。 ①今回制作するPR動画・広報施策によって、直接的に達成を目指す数値目標（例：動画再生数、SNSリーチ数、来場者数の増加 等） ②本事業全体を通じて、長期的に目指している数値目標（例：県民の認知率〇%、来場者数〇人、ゼロカーボンアクション実践者数〇人 等）	定量的な目標は設定しておりませんが、本事業を通じ、次世代エネルギーパークへの理解・関心を深めることを目的としております。
16	現状の数値（現状の認知度や来場者数など）を把握されている範囲でご教示いただけますでしょうか。	昨年度の次世代エネルギーパーク来場者数は439名です。
17	また、現状値と目標値のギャップについて、課題はどのフェーズにあるとお考えでしょうか。（例：施設の認知不足／認知はあるが来場が少ない／来場はあるが行動につながっていない 等）	提案事項となっております。
18	課題に対して、今回の動画施策では、県民のどの段階（認知 → 関心 → 行動 → 定着）の変化を一番重視されますでしょうか。	提案事項となっております。
19	「ゼロカーボンアクションにつなげる」とは、具体的にどのような行動変容を期待されているのでしょうか。（例：施設への来場、家庭での省エネ実践、再エネ導入の検討 等）	広く環境について関心を持ち、環境によい行動をとることを期待しています。
21	ダイジェスト版の制作は「1本」のみを想定されていますでしょうか。	提案事項となっております。 複数パターン制作されても問題ございません。
22	「県が提供する、令和5年度・令和6年度の素材を活用」とありますが、どのような活用方法をイメージされていますでしょうか。また、広報実績について拝見できる資料等があればご提供いただけますでしょうか。	活用方法は提案事項になります。 広告実績で提示できる資料はございません。

質問回答書

件名	次世代エネルギーパークPR動画制作・広報業務	
No	質問内容	回答
23	参考までに、過去の企画提案書（令和5年度・令和6年度分）を可能な範囲で拝見させていただくことは可能でしょうか。	企画提案書の提示はできません。
24	業務完了検査における合格・不合格の基準はどのように定められているか、ご教示ください。	仕様書に記載の内容が漏れなく履行できていた場合、合格となります。
25	契約保証金について当方が納付すべき金額はいくらになりますでしょうか。	契約保証金の納付が必要となる場合の契約保証金額は、契約金額の100分の10です。 ※ 金額の計算に当たっては、円未満の端数は切り上げる。
26	契約書案第4条に記載の契約保証金の「免除」について、認められる条件や申請方法を教えていただけますでしょうか。	契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除となります。 保証金を免除とする場合は受託後、契約書・履行確認書類等のご提出を依頼します。
27	契約を問題なく履行した場合には返還いただける理解でよろしいでしょうか。 どのような場合に契約保証金が没収される（甲に帰属する）ことになるのか、具体的な判断基準や事例があればご教示ください。	契約の履行が確認できた場合は返還します。 履行が確認できない場合は、県に帰属します。
28	契約書案 第16条第2項において、成果物の著作権は検査合格後に甲へ譲渡し、乙は著作者人格権を行使しない旨が規定されています。 一方で、当方としては制作実績として自社のポートフォリオや営業資料に本成果物の一部を掲載したいと考えております。 制作実績としての利用（当社HP・営業資料・提案資料等への掲載）は可能でしょうか。 可能な場合、甲への事前承諾が必要かどうか、ご教示いただけますでしょうか。	制作実績としての利用は可能ですが、事前にどのような内容を掲載するかご相談ください。